

Progress～進歩～

一期一会

1月号
2008年1月1日発行
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第8号
発行担当者:高木麻衣

新春のお慶びを申し上げます



新年、あけましておめでとうございます。

旧年中は、多くのご高配を賜り、誠にありがとうございます。

皆様、輝かしい年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

近年では、同業種・同規模であっても、経営者の経営に対する考え方や、経営手法・経営資源などにより、業績は大きく異なってきたように思われます。

そこで、当事務所は、今まで以上に、お客様の魂がこもった、利益計画書作成に力を入れてゆきたいと考えています。

また、お客様に、より安心して経営をして頂けますように、日々研鑽を積み、ご満足頂けるサービスを、心を込めて提供して参ります。

今年が、皆様方にとって、ますますご繁栄される年となりますよう、お祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

税理士 三宅孝治

～確定申告～

今年も個人の確定申告の時期が近づいてまいりました。必要書類等のご準備はよろしいでしょうか？
昨年との変更点等をご説明いたします。

(1) 定率減税の廃止

定率減税とは、「平成11年度税制改正」において家計の税負担を軽減する目的で導入された恒久的な減税のことです。所得税については税額の20%相当(25万円を限度)が、個人住民税では税額の15%相当(4万円を限度)が控除されるという制度です。この制度は、平成18年に2分の1に縮減され、19年に廃止となりました。

(2) 損害保険料控除の種類の変更

平成18年度の税制改正により、損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されました。しかし一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象にすることができます。

一定の長期保険契約等とは以下の要件を満たすものを言います。

(1) 平成18年12月31日までに締結した契約

(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)

(2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約

注意:一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約のいずれにも

該当する場合には、どちらか一方を選択する必要があります。

確定申告に必要な書類等のご準備はいかがでしょうか？

- ・損害保険料控除証明書(18年12月31日までに契約した10年以上の保険のもの)
- ・地震保険料控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・源泉徴収票(給与所得・公的年金等)
- ・生命保険料控除証明書
- ・国民年金控除証明書
- ・小規模企業共済控除証明書 など



以下に該当するがありましたら、これらの資料のご準備もお願いします。

- ・医療費控除 : 領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類し、領収書には病名を書いておいてください。
- ・生命保険・損害保険の満期 : 保険会社や郵便局より送付されてくる明細書。
- ・株式等の売買・配当 : ①一般口座・・・株の売買については各取引明細書、配当については配当金支払通知書。
②特定口座・・・株の売買については特定口座年間取引明細報告書、配当については配当金支払通知書。
- ・雑損控除 : 災害、盗難などで住宅や家財などに損害を受けた場合の領収書および証明書。

準備はお早めに！

担当者が後日連絡をさせていただきます。よろしく願い致します。

申告期間:平成20年2月16日(土)～平成20年3月17日(月)

<職員 平成20年の抱負>

明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願い致します。



三宅事務所として開業して、多くの方々に支えていただき、早いもので、17年目を迎えています。皆様のお役に立てるよう努めたいと思います。どうぞ、よろしくお願い致します。

三宅 佐知子

早いもので今年に入社して13年目になりました。干支も一周して、最初の鼠年です。初心を忘れず、またこれまでの経験を生かし、更に新しいものを求め前進していく年にしますので、本年もよろしくお願い致します。

山本 武史

私事ですが、昨年末に入籍致しました心機一転、本年も良い年になるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様にとって素晴らしい1年になりますように。

山本 和美(旧姓:沖)

時が経つのは早いもので、また新たな1年が始まりました。皆様、どの様なお正月を過ごされましたか？平成20年、時の早さに流されない様、有意義に過ごしていきます。本年もよろしくお願い致します。

秋山 知恵

憧れの50歳を迎える年が明けました。仕事をできるようになって何故か50という年齢にこだわり、やっとたどり着きました。公私共に再びスタートラインに立った新鮮な気分です。今年もどうぞよろしくお願い致します。

岡本 清美

今年は私にとって、とても運勢がいい年なので、ツキを味方にしていろんな事に挑戦してみたいと思っています。明るく元気な年にしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

吉原 美保子

今年は健康に氣をつける1年にしたいと思っています。早寝早起きを目標に皆様に「元気だね」と言ってもらえるよう頑張ります。今年もよろしくお願い致します。

藤森 理絵

13日に成人式に行ってきます。今まで以上に自覚を持って、理想とする“大人”へ少しでも近づけるよう過ごしていきたいと思っています。成人になって迎える初めての年。新たな気持ちで頑張りますので、ご指導の程よろしくお願い致します。

高木 麻衣

<1月スケジュール>

日	曜日	
10	木	*源泉所得税(12月分)の納付期限
21	月	*源泉所得税(7～12月分)の納付期限(納期特例届出書提出者)
31	木	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限

<お知らせ>

今月より三宅が、倉敷商工会議所より発行されている会報「くらしき」で、ワンコーナー担当させていただく事になりました。

寒さが厳しいこの頃・・・
お身体には十分お気を付けください

